

あなたの一票が新しい対馬を築く

対馬市長選挙

平成16年3月28日(日)投票日

対馬市の市長を決める選挙が3月28日(日)に実施されます。

投票できるのは、市内128の投票所(今までの旧町での投票所と同じ)で、投票時間は午前7時から午後6時までの予定となっています。

また、開票予定は、午後9時から豊玉総合運動公園体育館(通称パールドーム)1か所で即日開票され、午後11時ごろには当落がわかる見込みです。

投票ができる人

- ①日本国民で20歳以上の人
(いちばん若い有権者は、昭和59年3月29日までに生まれた人になります)
- ②引き続き3か月以上、対馬市に住所がある人。
- ③住民基本台帳に登録されている人(平成15年12月20日までに転入届出をした人)
以上の要件を満たしていても次の人は、投票できません。
(1)投票日前日(3月27日)までに対馬市外に転出した人
(2)選挙権停止中の人

投票の方法(公職選挙法の改正で方法が変わりました)

期日前投票

新しい投票方法です。

選挙当日、下記の理由で投票所まで行って投票できない人は、期日前投票という新しい制度で投票が出来るようになりました。今までの不在者投票のように、投票用紙を内封筒、外封筒に入れるなどの面倒がありません。期日前投票所(対馬市役所厳原・美津島・豊玉・峰・上県・上対馬の各支所)で投票箱に直接投票することになります。



各支所管内の有権者は、各支所での投票となります。

<例> 豊玉支所管内の有権者は、豊玉支所のみで投票できます。他の支所では投票できません。

- ①日曜日に営業する自営業の人
 - ②妊娠などの理由で投票日に投票できない人
 - ③冠婚葬祭の予定のある人
 - ④旅行の予定のある人
- などです。

不在者投票

投票日（3月28日）に、次の理由で投票所に行って投票することが出来ない見込みの人（期日前投票者を除く）は、不在者投票用紙の交付請求の手続きを行い、今までの不在者投票を行うこととなります。

- ①選挙期日にわたる観光、病気療養（指定病院等に入院している人を除く）等の旅行で市外に滞在中である人。（対馬市以外の市町村の選挙管理委員会で投票する人）
- ②病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院している人（病院長・施設長に不在者投票の請求の申し出を行ってください。）
- ③監獄・少年院等に収容中の人

郵便投票

郵便投票証明書をお持ちの方は、早めに郵便投票の請求及び交付手続きを早めに行ってください。請求は3月24日（水）までです。

介護保険法の要介護者で、被保険者証に「要介護5」と記載されている方が、新たに郵便等による不在者投票をすることができました。

また、身体障害者で身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害が1級である者」、戦傷病者で戦傷病者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者」として記載されている方は、郵便等による代理記載制度も創設されました。

期日前投票のできる期間と場所 不在者投票の請求と交付場所等

期	間	平成16年3月22日（月）から3月27日（土）まで
時	間	午前8時30分から午後8時まで
投票できる場所		対馬市役所厳原支所（対馬市厳原町国分1441番地） 対馬市役所美津島支所（対馬市美津島町雞知甲550番地2） 対馬市役所豊玉支所（対馬市豊玉町仁位380番地） 対馬市役所峰支所（対馬市峰町三根451番地） 対馬市役所上県支所（対馬市上県町佐須奈甲567番地3） 対馬市役所上対馬支所（対馬市上対馬町比田勝575番地1）

手続きの方法

期日前投票

期日前投票所（各支所）に投票所入場券を持っていく。

期日前投票の宣誓書を書く。

選挙人として確認できたら、投票用紙を交付します。

投票用紙に候補者氏名を記入し、投票箱に投票したら終了です。

不在者投票

旅行等により、滞在地で不在者投票しようとする人は、早めに不在者投票の交付請求を行ってください。（不在者投票のできる期間は6日間に限られていますので、交付請求は告示日前でも受付ます。）

指定病院・病院に入院、入所中の患者は、病院・施設等で投票できますので、早めに病院長や施設長等に申し出てください。

問い合わせ先

対馬市選挙管理委員会	0920-53-6111	（代表）総務課内
対馬市役所厳原支所	0920-52-1211	選挙担当
対馬市役所美津島支所	0920-54-2271	選挙担当
対馬市役所豊玉支所	0920-58-1111	選挙担当
対馬市役所峰支所	0920-83-0301	選挙担当
対馬市役所上県支所	0920-84-2311	選挙担当
対馬市役所上対馬支所	0920-86-3111	選挙担当